

2021年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 または様式 2）の提出を公募します。

本業務は、アセアン諸国から来日する参加者が日本や参加各国の人身取引対策について相互理解を深め、関係者間のネットワークを強化し、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした人身取引対策の改善策を検討することを目的として行うものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人国立女性教育会館（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は 1977 年に文部省の附属機関として設立され、設立以来国内外の女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修及び女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施してきている。外国人を対象とした男女共同参画推進にかかる交流や研修には累計 500 人以上の受入実績がある。そのうち人身取引対策支援に関する研修員受入実績は直近 8 間で 116 名であり、同分野にかかる専門的知識及び豊富な研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

以上のことから、以下「2. 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

(1) 業務名：

2021 年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」
コース研修委託業務

(2) 担当部署：

JICA 東京 産業開発・公共政策課

(3) 業務内容：

「研修委託業務概要」（別添）のとおり

(4) 研修コース実施期間：

2021年11月20日から2022年1月28日まで（予定）

(5) 契約履行期間：

2021年10月上旬から2022年3月15日まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件：

① 公示日において、令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：以下の経験・要件を有すること。

- ①案件受託上の条件として、2021年度案件を第一回目として受託し、2023年度まで計三回、同一案件を受託可能であること。なお、2021年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2023年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行ったうえで締結する。
- ②業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- ③業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ④人身取引対策関連の研修（講義/演習等）を実施した経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021年3月19日（金）正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	下記、※参照のこと。
	提出方法	郵送またはメール（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。メールの場合は、下記

		欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。
--	--	---

(2) 審査結果の通知	通知日	2021年3月26日(金)
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京産業開発・公共政策課
	請求方法	郵送(※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着)。
	請求締切日	2021年3月29日(月)
	回答予定日	2021年3月31日(水)
	回答方法	郵送またはメール

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式3)

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書(様式2)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 登記簿謄本(写)
- 3) 財務諸表(直近1か年分)(写)
- 4) 納税証明書(その3の3)(写)
- 5) 営業経歴書(過去1年間の事業実績を示す資料など)
- 6) 誓約書(様式3)

(4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 産業開発・公共政策課
(担当: 阿部亮子) 電話: 03-3485-7630 tictip@jica.go.jp 及び
Abe.Akiko@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認所（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類をどうサイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（GIGAPOD）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3.（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

②公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割

合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂く
こととなります。

以上

2021 年度課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」

(2) 背景

人身取引は特にアセアン地域で深刻化しており、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。そこで、メコン川流域の各国政府は、広域的課題に対応するためのネットワーク強化が重要との認識の下、2004年に同地域の協力枠組み「人身取引対策に関するメコン地域閣僚イニシアティブ（Coordinated Mekong Ministerial Initiative Against Trafficking : COMMIT）を形成し、定期的に会合を開催するなど各国との連携を図っている。

人身取引は我が国でも取り組むべき課題として掲げられ、2014年に策定した「人身取引対策行動計画」では、関係諸国との連携強化のため、「東南アジア諸国に対し、人身取引に関する教育の普及、被害者ケア、職業能力強化、法執行能力強化等の分野において政府開発援助（ODA）を通じ支援を提供する」こと等が述べられている。

JICA は 2009 年からメコン川流域地域における人身取引対策事業を展開し、被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チームの能力強化と支援能力向上に協力してきた。同年よりプロジェクトのカウンターパートを対象とした国別研修を本邦で実施してきたが、2012年には日本を含むアセアン各国の関係者の人身取引対策（特に予防、被害者保護・自立支援）に関する取り組みの相互理解促進、またより効果的な地域連携の促進を目的として、本課題別研修を開始した。2021年度は更新年(3年で1ターム)であることから参加意思確認公募を実施する。また、当研修は来日ではなくオンラインにより実施する。

(3) 案件目標

参加者が日本や参加各国の人身取引対策について相互理解を深め、関係者間のネットワークを強化し、予防、被害者の保護・自立支援を中心とした人身取引対策の改善策を検討する。

(4) 研修で達成される成果

- 1) 日本政府の人身取引対策について理解する。

- 2) 日本の民間団体の人身取引被害者保護支援策について理解する。
- 3) 人身取引予防・加害者訴追・被害者保護・帰還・社会復帰の一連のプロセスおよび関連機関の関係を把握し、各国のグッドプラクティスや課題を抽出・分析する。
- 4) 既存の人身取引対策ネットワークの現状を理解・分析し、改善策を検討する。
- 5) 上記1～4を踏まえ、各国における人身取引対策の改善策及び国を超えたネットワーク強化のための改善策がアクションプランにとりまとめられる。

(5) 研修期間（予定）

2021年11月20日から2022年1月28日まで（予定）

(6) 人数（予定）

14名（基本的には1か国2名。応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり）

(7) 研修対象国（予定）

アセアン諸国

(8) 対象研修員

1か国2名のうち1名は人身取引対策に関与する政府及び政府関係機関の課長補佐級相当以上。もう1名は人身取引被害者保護及び被害者の社会復帰支援に関する分野に従事する者

(9) 使用言語

英語（*原則、JICAが通訳を手配して対応する）

(10) 研修コース概要

研修は全てオンラインにより実施する。初日にプログラムオリエンテーション（研修概要説明）を実施し、講義、発表、討議を組み入れる。最終日に評価会を行い、研修員からの意見を聴取する。

2. 業務の範囲及び内容

- ① 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ② 講師・見学先・実習先の選定
- ③ 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤ 講師・見学先への連絡・確認

- ⑥ JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
 - ⑦ 講義室・会場等の手配
 - ⑧ 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
 - ⑨ テキストの選定と準備（翻訳、印刷業務を含む）
 - ⑩ 講師への参考資料（テキスト等）の送付
 - ⑪ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
 - ⑫ 講師・見学先への手配結果の報告
 - ⑬ 研修監理員との連絡調整
 - ⑭ コースオリエンテーションの実施
 - ⑮ 研修員の技術レベルの把握
 - ⑯ 研修員作成の技術レポート等の評価
 - ⑰ 研修員からの技術的質問への回答
 - ⑱ 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
 - ⑲ 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
 - ⑳ 閉講式実施補佐
 - ㉑ 研修監理員からの報告聴取
 - ㉒ 講義・見学先謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
 - ㉓ 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
 - ㉔ 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 以上の①～㉔について、オンライン研修実施実施に必要な手配・手続きを含む。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、2022年3月中旬までに提出する。

4. その他

- (1) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要、見積書作成・契約管理・経費精算書作成についての各種ガイドラインは当機構ホームページの該当箇所を参照のこと。
(URL:https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。